

台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

高知県立山田養護学校

1 平常授業

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	気象庁が発表する波浪を除く二つ以上の警報（特別警報及び暴風にあつては一つ）が、香美市または香南市、南国市、高知市のいずれかの市に発令されている場合	休校

2 現場実習、居住地校交流等、校外で実施する教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	（1）上記1の状況により休校となった場合 （2）上記（1）以外であつて活動地または移動経路にあたる市町村に波浪を除く二つ以上の警報（特別警報及び暴風にあつては一つ）が発令されている場合	（1）の場合は、中止または延期 （2）の場合は、活動の一部もしくは全部の中止、または延期

3 土曜、日曜、休日及び長期休業中の教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	平常授業の警報等の状況と同じ状況の場合	中止または延期

4-1 部活動（朝から活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	平常授業の警報等の状況と同じ状況の場合	活動中止

4-2 部活動（午後から活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前10時30分	平常授業の警報等の状況と同じ状況の場合	活動中止

- (注) ①居住地域や通学地域が上記状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。
 ②判断する時刻に上記状況になくとも、台風の接近など、その後上記状況となることが明らかである場合も、登校を控えること。
 ③対応状況を山田せんだん安心メール及びALSOK安否確認サービスで配信し、休校の場合は高知県教育委員会のホームページの休校情報にも掲載するので、確認を行うこと。
 ④外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を原則とした対応をとること。
 ⑤なお、警報が間に合わない局所的なゲリラ豪雨など、気象の変化は非常に複雑なため、上記に示す判断基準によらない中止の判断を行う場合がある。